

NSD健康保険組合

第57回組合会会議録

- 1 日 時 令和3年2月24日（水曜日）
午後1時30分から2時30分
- 2 場 所 Webexによるオンライン開催
- 3 会議の目的である事項
 1. 報告事項
 - (1) 理事長専決事項について
 - (2) 電子申請システムに係る規程改定について
 - (3) 令和2年度決算見込について
 2. 議案
 - 第1号議案 令和3年度の収入支出予算について
 - 第2号議案 規約変更について（高額療養費・付加給付費の自動払い）
 - 第3号議案 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金減免措置延長の件について
- 4 召集通知の年月日
令和3年2月17日
- 5 議員定数
14名
- 6 出席した議員の氏名及び数
 - (1) 選定議員
 - 前川 秀志 石川 恒雄 川内 達夫 積田 和広
 - 清田 聡 藤川 英之 以上6名

（欠席：黄川田 英隆 石川議員を代理人とする委任状提出済み）
 - (2) 互選議員
 - 内山 一平 盛 清重 八木 清公 高橋 秀治
 - 大上 敏行 前田 彩 森本 康弘 以上7名

7 議事の要領

前川理事長が議長となり、午後1時30分参集の議員が定足数を満たしたので、今回の組合会が有効に成立すると認め、開会を宣した。

前川理事長は、今回の会議録の署名者について次の2名を選任したい旨諮ったところ、全員が承認した。

選定議員 石川 恒雄

互選議員 大上 敏行

1) 報告事項

前川理事長は報告事項について簡潔に行うよう内山常務理事に命じた。

理事長専決事項について内山常務理事より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(1) 理事長専決事項について

以下は緊急を要する事項のため、理事長の決裁で処理を進めた。

① 令和2年9月 インフルエンザ予防接種補助金支給要件変更について（インフルエンザ予防接種補助金上限額変更）

新型コロナウイルス感染症流行期間において、インフルエンザの流行を抑える必要があり、より多くの加入員に予防接種を受けてもらうため、今年度に限り、予防接種の費用補助金の上限2,000円を、全額補助とした。

② 令和2年10月 新型ウイルス感染症等検査補助金支給規程追加について（新型ウイルス感染症等検査補助金追加）

令和2年9月3日開催の健康管理事業推進委員会にて、公費でPCR検査が受けられない加入員が、事業主から明らかに感染の可能性があると判断され、自費検査を受ける必要があると認められた場合に限り、費用の全額を健保が負担する。なお、業務の都合で検査が必要な場合は、補助の対象外とする。既に当規程は厚生局に届出済み。

前川理事長は、以上の報告について質問意見を求めた。

質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し承認された。

前川理事長は電子申請システムに係る規程改定報告事項について説明するよう内山常務理事に命じた。

内山常務理事より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(2) 電子申請システムに係る規程改定について

① 令和2年11月 システム等運用管理規程の変更について

健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムの運用に関して、「健康保険組合における電子申請を推進するためのガイドライン」に則り、システム等運用管理規程に電子申請システムのデータ保存期間を追加する変更を行った。

なお、当該規程変更については、組合会の議決の必要はなく（報告で可）、厚生局への届出も不要。

② 令和2年11月 健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システムに係る安全対策規程の変更について

健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びオンライン資格確認システム運用開始に関して、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」に則り、オンライン請求システムに係る安全対策規程を、健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトオンライン請求システムを両システムと再定義する変更を行った。

なお、当該規程変更については、組合会の議決の必要はなく（報告で可）、厚生局への届出も不要。

前川理事長は、以上の報告について質問意見を求めた。

質疑はなく、令和2年度決算見込について内山常務理事より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(3) 令和2年度決算見込について

① 一般勘定

一般勘定の収入は2,097,202千円（予算比+11,469千円）、支出は1,515,313千円（同▲570,420千円）となり、残金見込額

は581,889千円となる。

(収入増の理由)

インフルエンザ予防接種収入(集団予防接種の自己負担分)が、無収入となったことなどもあり、財政調整事業交付金が40,173千円(同+15,173千円)となり、収入合計は予算比+11,469千円の2,097,202千円となる見込み。

(支出減の理由)

保険給付費が816,796千円(同+15,533千円)となったが、これは法定給付費内の療養給付費が同+45,139千円、傷病手当金が同+13,933千円、高齢者療養給付費が同+10,316千円などと増加したためだが、一方、CARENAのポイント残を管理する保健指導宣伝費が同▲19,969千円、運動会が開催されなかったことなどにより体育奨励費が同▲15,086千円の支出減となり、予備費▲531,642千円と合わせ、支出合計は、予算比▲570,420千円の1,515,313千円となる見込み。

(残金処分)

結果、残金見込額581,889千円については、350,000千円を別途積立金に、残り231,839千円を繰越金とする予定。

② 保健事業の状況

ア 特定保健指導

- ・令和2年度も、当健保のデータヘルス計画の重点項目として、参加者を増加させることを目標に実施した。今年度からはCARENAを利用したプログラムに加え、主に被扶養者の対象者向けに近隣のスギ薬局にて指導を受けていただくプログラムを用意し、令和3年1月末現在(令和1年度健診分)は完了36名、脱落3名、指導中98名、合計137名(前年度末62名)の実施となっている。また、平成30年度より一部の健診機関で開始している健診日当日の保健指導は、令和3年1月末現在で、21名(前年度末29名)の参加があり、引続き推進していく。

イ 保健指導宣伝

- ・平成29年度より開始しているCARENAによる健康ポイント制度支援については令和3年1月末現在で、登録者2,864名(利用者1,248

名)、交換ポイントが332万ポイント (商品交換95万、人間ドック充当208万、失効29万)、累計ポイント残が、1,283万ポイントとなっている。

- ・WEB (PC、スマートフォン等) にて過去5年間の健診結果を一覧表やグラフで表示・確認することが可能となる「WEB健診結果表示サービス」を提供しているが、令和3年1月末までに713件 (前年度末3,051件) の登録が終了している。

ウ 疾病予防

- ・人間ドック (35歳以上) の受診者が1月末時点で1,007名 (被扶養者126名を含む/前年同期1,387名) となっている。最終的には前年度実績2,113名 (被扶養者303名を含む) と同程度を見込んでいる。
- ・インフルエンザ予防接種については、今年度は接種費用の全額を支給した結果、令和3年1月末時点で2,668名 (被扶養者1,174名を含む/前年同期1,953名) に実施した。経費は同9,918千円 (同3,898千円) と大幅に増加している。
- ・また今年度より追加した新型コロナウイルス感染症等検査補助金については、令和3年1月末時点で16名、(408,664円) が利用している。
- ・重症化予防として、生活習慣病受診サポートサービスを実施した。健診の結果が高血糖値の方および、高血圧の方にプログラムに参加いただき、血糖値 (HbA1c) の数値が6.5超で治療履歴が無い方5名 (前年度1名)、血圧の数値が160超で治療履歴が無い方1名 (前年度14名) に当該サービスに参加いただき、外部委託の保健師・管理栄養師の電話による受診勧奨 (専門医療機関の紹介など) サービスを実施している。結果については、次回、組合会で報告する。
- ・電話健康相談についても従来同様、電話によるホットラインとWebによるカウンセリングプログラムを継続したが、12月末時点で問い合わせ件数54件 (前年同期60件)、カウンセリング件数10件 (同10件) の実績となった。また、利用率向上のため12月からチャットボットによる健康相談を開始した。結果については、次回、組合会で報告する。

- ・血糖トレンド見える化サービス Gluketto を利用した生活習慣改善プログラムについて、当年度はコロナ禍での実施という事もあり、オンラインにて3回のセミナーを開催し、合計54名（同80名）に実施した。

③介護勘定

介護勘定の収入は242,731千円（予算比3,612千円減）、支出は191,645千円となり、残金見込額は51,086千円となり、全額を繰越金とする予定。但し、保険料収入（180,586千円）だけでは、支出である介護納付金（191,645千円）を賄えない状況となっている。

前川理事長は、以上の報告について質問意見を求めた。

質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し可決された。

前川理事長は続いて第1号議案について内山常務理事に説明するよう命じた。

令和3年度収入支出予算について内山常務理事より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(1) 第1号議案 令和3年度の収入支出予算について

【一般勘定・収入】

収入は保険料1,738,933千円（前年度比▲5,767千円）、前年度繰越金231,839千円などで2,071,357千円となる。保険料は以下の基礎数値を使用して算出している。

① 被保険者数、標準報酬月額

被保険者数は、過年度からの推移、予定新入社員数などから、前年度比2名増の3,403名とした。

平均標準報酬月額は過年度の推移から393,940円（同+106円）、総標準賞与額は前年度の実績から5,469,716千円（同▲154,077千円）とした。

② 一般保険料率

一般保険料率は、令和2年度と同じく料率を83/1,000とする。また、健康保険組合連合会より示される調整保険料率は1.54/1,000（前年

度1.30/1,000)となっている。

【一般勘定・支出】

当年度の支出については、保険給付費が前年度比+16,684千円、納付金が同+230,981千円、保健事業費が同+67,674千円などとし、これに予備費228,385千円を加え、2,071,357千円となる。増加の要因は次のとおり。

① 保険給付費

療養給付費、傷病手当金、出産手当金などの費用が増加傾向にあることを考慮し、それぞれ上乘せし、法定給付費を818,024千円とし、前年度比+16,684千円とした。

② 納付金等

前期高齢者納付金が210,520千円(前年比+210,500千円)となり、後期高齢者支援金も480,338千円(同+20,482千円)となるため、高齢者拠出金全体で同230,981千円の増加となる。前期高齢者納付金については、2年前(令和3年度分は令和1年度)の65歳から74歳までの方の医療費を基に算出されるが令和1年度は前年度比141%となったため、当年度は大幅な増額となった。

③ 保健事業費

保健事業費は、220,948千円(同+67,674千円)とした。

特定健康診査事業費80,331(同+7,984千円)では、被扶養配偶者の人間ドック受診増加を目標に前年比+100名分などを見込み。

保健指導宣伝費58,119千円(同+35,859千円)は、CAR eNAを利用した健康ポイント制度による繰越ポイントの費用増加および、令和3年度よりポイント付与条件を拡大し、モチベーションをアップするような施策を検討している分を計上している。

体育奨励費15,767千円(同+11,086千円)は、スポーツ大会の実施が難しい状況ですが、別途検討中のサービスに対する予備費用として例年どおり予算を計上したことが主な要因。

なお、疾病予防費におけるインフルエンザ予防接種費用の全額支給については、前年度に引き続き、令和3年度も継続する予定で計上した。

【介護勘定】

(1) 収入

介護保険料率については、現状の16/1,000より4/1,000引上げ、20/1,000とする。これにより保険料収入は224,875千円(前年度比+44,289千円)と見込んでいる。40歳以上の平均的な標準報酬月額(443,181円)の方で、1カ月当たり、886円アップとなる。

(2) 支出

介護納付金が204,873千円(同+13,228千円)と増加している。

介護納付金の割当は、従前の人割から、平成29年8月より段階的に総報酬割に移行し、前年度より全額総報酬割となった結果、介護納付金が介護保険料収入を+11,059千円、上回る結果となっていた。

今年度の料率引き上げにより、経常収支は、保険料収入(224,875千円) - 介護納付金(204,873千円) = 20,002千円となり、大幅に改善される。

前川理事長は、以上の議案について質問意見を求めた。

質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し可決された。

前川理事長は続いて第2号議案について内山常務理事に説明するよう命じた。

第2号議案規約変更について内山常務理事より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(2) 第2号議案 規約変更について(高額療養費・付加給付費の自動払い)

医療費の自己負担が高額となった場合に報酬に応じた自己負担限度額を超える部分を支給する高額療養費と、自己負担額の2万円を超える部分を支給する一部負担還元金(本人)・家族療養付加金(家族)および合算高額療養付加金の支給方法について、従来は被保険者からの申請書提出により支給する「請求払い」を採用してきたが、被保険者の利便性向上、未支給削減のため、申請書提出によらず対象者全員へ支給する「自動払い」へ令和3年4月支給分より変更したいと考えている。

なお、支給方法変更に合わせて以下の規約・規程変更も行う。

① 規約

一部負担還元金・家族療養付加金及び合算高額療養付加金の支給額算出の際の端数処理を追加する。端数処理の金額については他健保の状況等勘案し、1000円未満端数切捨・1,000円未満不支給とする。

② 高額療養費支給手続規程、付加給付支給手続規程

支給時期を、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについて請求の都度支給から毎月1回に変更する。

③ 一部負担還元金支給手続規程

今回の支給方法変更に際して規程の見直しを行ったところ、一部負担還元金支給手続規程が制定されていなかったため制定する。

前川理事長は、以上の議案について質問意見を求めた。

質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し可決された。

前川理事長は続いて第3号議案について内山常務理事に説明するよう命じた。

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除措置

延長の件について内山常務理事より次のとおり説明がなされた。

(3) 第3号議案 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除措置
延長の件について

東日本大震災により被災した被保険者等についての一部負担金免除措置については、厚生労働省からの指導もあり、毎年有効期限を延長してきたが、本年度も引き続き東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象になっている方の負担を緩和するため、一部負担金免除措置を延長したいと考えている。ただし、前年度と同様、国の方針に従い、入院時の食費、柔道整復師、はり師、きゅう師などによる施術は除く。

なお、現在東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象被保険者は5名、被扶養者は2名で、令和2年度と同程度の一部負担金免除額300千円を見込んでいる。

前川理事長は、以上の議案について質問意見を求めた。

質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し可決された。

これを以て、会議の目的である議題はすべて完了したので、前川理事長は午後2時30分閉会を宣した。

8 議決した事項及び賛否の数

令和3年度の収入支出予算について（第1号議案）

賛成 14名 反対 0名

規約変更について（高額療養費・付加給付費の自動払い）（第2号議案）

賛成 14名 反対 0名


東日本大震災により被災した被保険者等の

一部負担金免除措置延長の件について（第3号議案）

賛成 14名 反対 0名

令和3年2月24日

(議長) 前川 秀志 

(署名議員) 大上 敏行 

(署名議員) 石川 恒雄 